

岐阜県中小企業総合人材確保センター運営委託業務プロポーザルに関する質疑一覧

令和6年2月20日現在

質問No.	質問項目	質問内容	回 答
1	仕様書 P3 ③開所日時について	・開所日時における時刻は施設利用の観点から一時的に変更が可能であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・入居する建物の管理上の都合や、災害発生時及び警報発表時等やむを得ない事情により、事前に県と協議のうえ、開所時間を変更することは可能です。 ・また、施設利用促進の観点から、一時的に変更することについては、その必要性があれば、協議のうえ、認める可能性はあります。
2	仕様書 P13 5 業務実施体制について	<p>「常勤」の解釈について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤1名の労働契約は、週5日勤務、法定労働時間8時間/1日になる。 ・法令順守の観点から、週6日勤務、8時間以上のシフト勤務は原則無しでの運用になる。 ・シフト運用は請負業者で運用を決定できるという認識であるが相違ないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり、委託業務におけるシフト運用は請負業者が決定できるものです。
3	仕様書 P13 5 業務実施体制について	就労相談員において、「常勤」とあるが、仮に週2勤務者1名と週3勤務者1名を雇用した場合、「常勤1名」の雇用と同等としてもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書13頁、業務実施体制に記載の配置数「常勤〇名以上」の解釈については以下のとおりです。 ・本業務を運営する体制として、「常時〇名以上配置すべき」人員を定めているものです。 ・就労相談員について、常勤雇用の人員を1名配置する代わりに、非常勤雇用(週2、週3勤務)の人員をシフト勤務で配置することも可能です。その場合、常勤雇用の人員を1名配置する状態と同等以上の数の人員を配置するシフトで運用することが必要です。